

専決処分について（損害賠償額の決定）

本件は、清掃車の交通事故の損害賠償額の決定について専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（損害賠償額を決定した日）】

令和8年5月12日

【概要】

令和8年3月7日、港区麻布台三丁目5番先の都道環状三号線道路上において、区の子清掃車が後進した際、清掃車の後方に停車していた相手方（株式会社）の原動機付自転車に衝突し、相手方原動機付自転車のフロントカバー等を損傷させた交通事故に伴う損害賠償です。

【損害の状況及び損害額】

相手方原動機付自転車のフロントカバー等が損傷しました。これに伴う損害額は、次のとおりです。

相手方：91,762円

【責任の割合】

区：100% 相手方：0%

【損害賠償額】

91,762円

【事故状況図】

